

Tilleke
& Gibbins

タイの会社取締役

義務と責任に関する

ガイドラインと Q&A

タイにおける会社の取締役

義務と責任に関するガイドラインおよび Q&A

取締役の役割

タイの民商法典(CCC: Civil and Commercial Code)によれば、株式会社の経営は株主総会の支配下にある一人または複数の取締役によって行われる。取締役の主な役割は以下の2つである。

- 意思決定
通常、取締役会の決議が必要な事項について、意思決定は取締役会での投票によって行われる。
- 経営のパフォーマンスの監督
会社の目標、方針、戦略を設定し、指導および指示を行う。

取締役が経営責任を負う場合、執行取締役と呼ばれる。なお、managing director、CEO、president という役職は単なる業務上の役職であり、タイの法律上、特定の役割や権限は認められていない。

取締役は、会社の基本約款、定款、株主総会の決議、および適用されるタイの法律の範囲内で、必要なすべての合法的な手段によって会社を運営する権限を持っている。取締役がその範囲内で行動する限り、その行動は会社に対して法的拘束力を有し、第三者に対して個人的に責任を問われることはない。法的には、外国人取締役とタイ人取締役とは異なる扱いを受けない。

取締役の義務

取締役は、会社の利益を維持するために誠実に行動しなければならない。取締役は、責任と相当の注意を払って行動する義務がある。これは、同じ業種における者が慎重に行動するように、取締役も行動しなければならないことを意味する。

他国の法制度と同様に、タイでも会社の取締役に「受託者義務 (Fiduciary duties)」の概念が採用されており、以下の3つの主要な義務から構成されている。

- 注意義務
取締役は慎重なビジネスマンの注意義務を適用しなければならない。
- 服従義務
取締役は法律、目的、定款、取締役会および株主総会の決議を遵守しなければならない。
- 忠実義務
取締役は株主総会の承諾なしに自己の、または他者の利益のために会社の事業と同一または競合機能の事業を営むことはできない。

CCC は取締役いくつかの法的義務を課している。例えば、会社の適切な会計帳簿を作成して保管させること、会社の貸借対照表を作成して株主総会の承認を得るために提出させること、株主による株式の支払いが実際に行われるようにすることなどである。

株式会社は株式会社法（Public Limited Company Act B.E. 2535 (1992 年)）に準拠しており、取締役に対してより高度で広範な基準と義務を課している。タイ証券取引所に上場している株式会社の取締役には、証券取引法（Securities and Exchange Act B.E. 2535 (1992 年)）およびその規則、並びにタイ証券取引委員会と証券取引所の規則に基づいて、より高度な義務と遵守基準が課される。

拘束力ある署名権限

拘束力ある署名者として商務省（Ministry of Commerce）に登録されている取締役のみが、会社を代表して書類に署名することができる。この署名権限は、会社と取引する前に、第三者（例えば、銀行や当局）によって確認されることが多い。取締役の署名とともに会社の社印を押すことが一般的である。取締役以外の者は、委任状によりその権限を委任され得る。

取締役の民事責任

取締役は、通常、自らの権限の範囲内で行動し、かつ忠実義務に違反しない場合には、第三者に対して個人的責任を負わない。CCC は、会社、その株主及びその債権者に対し、忠実義務違反により会社が被った損害について、取締役に賠償責任を負

わせる権限を与える。証明責任は、民事訴訟を提起した当事者に帰属する。取締役は、株主総会の事前承認又は事後承認を求めれば、責任を回避することができる。取締役は、退任後 2 年間は依然として受託者義務違反の責任を負うため、取締役を退任しても免責は得られない。取締役及び役員の責任保険は、ますます一般的な保護手段となっている。

取締役の刑事責任

取締役及び非取締役管理職には、不作為または特定の法律で不正と規定されている作為を行った場合に刑事責任を負い、所定の刑事罰が科される。不正行為は一般的に詐欺又は故意であるが、過失又は故意でない行為であっても処罰される場合がある。信認義務の違反は、その会社が有価証券の上場又は発行許可を受けていない限り、刑事責任を生じない。監査済み財務諸表の適時の提出など、基本的な企業の義務を遵守しないことも犯罪であり、1956 年の「パートナーシップ、有限責任組合、有限責任会社、協会及び財団に関する犯罪に関する法律」(Act on Offenses Concerning Registered Partnerships, Limited Partnerships, Limited Companies, Associations, and Foundations B.E. 2499 (1956)) (その後の改正を含む) に基づく刑事罰の対象となる。

会社が犯した犯罪が、取締役の明示的な命令又は行為、命令の不履行、又は特定の法律に基づく取締役の義務であるいずれかの行為の不作為によって行われたことを証明できる場合、取締役は個人的に責任を負う。

取締役にに関する Q&A

01 訴えられることはあるか?

はい。会社は、受託者責任の不履行により会社が被った損害について、取締役に賠償責任を負わせる権限を有している。基本的には、会社自体が、他の取締役によって、取締役に対して民事訴訟を提起することができる。あるいは、株主または債権者が、会社を代表して取締役に対して民事訴訟を提起することもできる。

民事訴訟の被告として、取締役は補償的損害賠償の裁定、裁判手数料および訴訟費用の責任にさらされる。タイの法律では、敗訴当事者からの訴訟費用の回収が認められているが、裁定額が実際に発生した費用に近いことはほとんどない。したがって、民事訴訟での防御が成功したとしても、必然的に費用がかかる。

特定の状況では、会社は取締役の職務遂行の過程で生じる責任および費用を補償することを検討する場合がある。

02 刑事責任を問われることはあるか？

はい。 取締役 (非取締役管理職を含む) は、会社法、税法、関税法等の法律により刑事責任を問われる可能性がある。取締役が不作為または刑事責任を問われる法律に定められた作為を行った場合である。

タイでは司法取引の概念が認められていないため、被告は罪状の軽減と引き換えに、または合意された量刑と引き換えに、犯罪を自主的に軽減することはできない。

03 誰が取締役を起訴できますか？

申立てられた犯罪に応じて、関係当局 (例:歳入局、消費者保護局、証券取引委員会、特別調査局) または警察が捜査を開始することがある。その後、最高検察局 (Office of the Attorney General) の検察官が起訴する。

被害者が刑事訴訟を開始することもある。タイでは、救済を求める被害者が会社とその取締役に対して民事と刑事の両方の訴訟を同時に開始することは珍しいことではない。これは、同時に行われる一連の訴訟が異なる裁判所で審理される可能性があることを意味する。不当起訴に対する反訴も可能である。

04 尋問や家宅捜索を受ける場合はあるか？

はい。 政府当局は、情報収集、書面による命令、証人喚問による陳述、文書の要求など、幅広い権限を持っている。役人は、調査の状況下で会社の従業員に文書の提出を要求したり、適切な捜索令状により従業員の自宅やオフィスを家宅捜索して文書を押収したりすることができる。

執行当局は、会社の従業員、役員、取締役、その他の責任者に対して、申し立てられた犯罪の状況について尋問に応じるよう要求することもできる。ただし、尋問を受けた人物は、自己に不利な供述をしない憲法上の権利を持っている。したがって、執行当局が会社の敷地や従業員の自宅に到着した場合、または文書や尋問の要求を受けた場合、直ちに法的助言と代理人を得ることが不可欠である。

05 会社の行為に対して責任を負う場合があるか？

はい。取締役は、会社の取締役としての自らの不正行為に対して刑事責任を問われるだけでなく、特定の法律の下で取締役の義務である行為を行うことの明示的な命令または不履行または不作為によって犯罪が行われたことが証明できれば、会社が犯した犯罪に対して責任を問われることもある。多くの法律では、そのような状況では、取締役は、その犯罪が本人の知識や同意なしに行われたこと、またはその犯罪を防ぐために合理的な行動をとったことを証明できない限り、会社に科されるのと同様の刑事罰を個別に受けることになると規定されている。

06 外国当事者を規制する特別な法律はあるか？

はい。外国事業法 (Foreign Business Act) では、ほとんどすべての事業活動における外国人の株式保有は、関係当局によって許可されていない限り、50%未満 (特定のセクターではそれ以下) でなければならない。要件を回避するためにタイ人の「名義株主 (nominee shareholder)」を利用することは刑事犯罪であり、法律には取締役に影響を及ぼす明確な刑事責任規定が含まれている。外国人雇用法 (Alien Employment Act) では、就労許可を得ずにタイで働く外国人取締役および役員は、懲役、罰金、または併科される可能性がある。企業の取締役も、就労許可を得ずに故意に外国人を雇用したと申し立てられた場合、刑事訴追される可能性がある。

他にご質問がありますか？ Tilleke&Gibbins にお問い合わせください。

Kobkit Thienpreecha

パートナー兼ディレクター、Corporate and Commercial Department

kobkit.t@tilleke.com

+66 2056 5534